



柏原要議員に対する議員辞職勧告に関する決議について

今回の決議文の提出は、通報以降に柏原議員が説明責任を果たさず、事案の重大さを認識しようとしないう一連の姿勢によるもので、賛成多数で可決されました。



▲こちらから動画をご覧いただけます。

柏原要議員に対する議員辞職勧告に関する決議

令和5年2月21日、市民の方より当該議員である柏原要議員が寄付行為を行っていることと掲載されたホームページがあるとの通報がありました。確認したところ、『菖蒲谷村の遺構を保存する会』のホームページの支援・協力情報のページに、次のような表記がありました。

『ありがとうございます。ご支援・ご協力等の項目及び支援者様を以下にご紹介します。

令和4年7月6日 柏原要様 階段設置用の杭(長さ50cm、20本) 寄贈いただきました。』

政治家が選挙区内に金品を贈ること(寄附をすること)は、公職選挙法第199条の2(公職の候補者等の寄附の禁止)第1項に『公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。』第2項に『公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもってするを問わず、これをしてはならない。』と規定があり、また、有権者が政治家に対して寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

たつの市議会では『たつの市議会基本条例』を制定しており、第17条に『議員は、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、自己の地位に基づく影響力を行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。』と議員の政治倫理を規定しています。

これらのことにより、議会運営委員会として市民からの通報を看過することは出来ず、毅然とした態度をとる必要があることから、次のことについて協議致しました。

1. たつの市議会基本条例に抵触していることについて。
2. 『寄贈いただきました。』とのホームページの掲載を、2月22日の全員協議会の場で本人も『使い古して廃棄する杭を、階段を留めるための杭として活用してもらった。』と認めていることについて。
3. 市議会の姿勢が問われていることについて。
4. 2月22日に議会運営委員会及び全員協議会で事案が明らかになって以降、3月13日に議長宛てに代理人である弁護士から配達証明の文書が送られてきただけで、本人から議長及び議会運営委員長に何ら説明がないことについて。

これらを3月14日開催の議会運営委員会において協議した結果、議員辞職勧告を行うことが妥当であると、賛成多数で可決されました。

なお、当該議会運営委員会開会前に、議長宛に代理人である弁護士から「貴職らの貴重な時間を柏原議員の行為ではなく、たつの市民全体のための重要課題に費やされることを希望します。」と記載された文書が到達しましたが、市議会が基本条例に則り審議している重要課題の議事運営に影響を与えた事についても憂慮するところです。

事案発覚後、26日間も弁明をする期間がありながら、本人から何の説明もなく、3月20日に議長に対し、『3月24日の本会議で弁明したい。』との申し出がありました。しかしながら、必要なのは弁明よりも反省であると思われまます。

3月22日には、議長宛に代理人である弁護士から『決議(案)に虚偽記載がある。』旨の配達証明の文書が到達し、さらに同日『菖蒲谷村の遺構を保存する会』から『議員辞職勧告撤回を求める嘆願書』の提出がありました。

内部文書である当該決議(案)が代理人である弁護士に渡っていること、また、掲載されていたホームページも現在『工事中』で閲覧が不可能になっているが、全員協議会で本人が「ネットを配信している方にもお話をして措置をとらせていただきたい。」と発言していることによるものと推察されることについても不信感を抱かせるものです。

また本人は、全員協議会において「使い古して廃棄する杭」と説明しましたが、現物はJISマークの表示も残り、傷みもなく、当保存会の使用目的を十分満たす役割を果たしていると思われまます。今回、廃棄する物だからという説明を容認することは、今後寄附行為に歯止めが効かなくなり、議員の倫理観の低下を招くことが懸念されます。

市議会として本件については、多大なる時間を費やし協議を重ねてまいりました。

これらの理由により柏原要議員は、市民の範として法令、条例を遵守し、高い倫理観や見識を求められる市議会議員の職にありながら、規範意識の欠如した行為により、たつの市及び市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させたと言わざるを得ません。

よって、柏原要議員の公職である市議会議員としての政治的、道義的責任は免れず、議員職にとどまることは、市民感情からして許されるものではなく、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和5年3月24日

たつの市議会

●令和5年第1回定例会 賛否が分かれた議案

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
議員名	楠明廣	船引宗俊	柏原要	宗實雅典	堀讓	赤木和雄	和田美奈	高岸博之	柴田将之	木南裕樹	野本利明	桑野元澄	松本良三	三木浩一	山本俊二郎	角田勝	永富靖	肥塚康子	名村嘉洋	畑山剛一
議案の名称																				
令和5年度当初予算	たつの市一般会計予算	可	議	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
委員会提出	柏原要議員に対する議員辞職勧告に関する決議について	可	議	○	除	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○

●議決結果欄の意味は次のとおり 可決 ●採決結果欄の意味はそれぞれ次のとおり 賛成 反対 除 除斥 議 議長のため、表決には加わりません。

反対意見 たつの市一般会計予算 隣保館や教育集会所は同和関連施設である。それらが地域の交流拠点であるというなら、公民館事業に切り替えるべきである。同和行政を終了させるよう求める。